

群馬大学医学部附属病院先端医療開発センター モニタリングシステム実施要項

平成 29. 5. 9 制定
改正 平成 30. 4. 1 令和 5. 4. 1
令和 6. 4. 2

(趣 旨)

第1 この要項は、群馬大学医学部附属病院先端医療開発センター規程第21条の規定に基づき、群馬大学医学部附属病院先端医療開発センター（以下「センター」という。）において運用されるモニタリングシステム（以下「モニタリングシステム」という。）について必要な事項を定める。

(目 的)

第2 モニタリングシステムは、群馬大学医学部附属病院（以下「本院」という。）において実施される先端医療開発について、フォローアップを確実に行い、センターによる評価等をデータベース化し、その情報を院内及び院外の医療機関等と共有化することで、先端医療開発の推進・普及を図ることを目的とする。

(先端医療開発サーバイナー)

第3 モニタリングの対象となる先進的医療行為の進捗状況等について、個別具体的な調査を行うため、各診療科等に先端医療開発サーバイナーを置き、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 各診療科から選出された医師 各1人
- (2) 重粒子線医学センターから選出された医師 1人
- (3) 地域医療研究・教育センターから選出された医師 1人
- (4) 薬剤部から選出された薬剤師 1人
- (5) 看護部から選出された看護師 若干人
- (6) 医事課から選出された者 若干人

2 先端医療開発サーバイナーの任期は2年とし、再任を妨げない。

(先端医療開発サーバイナーの業務)

第4 先端医療開発サーバイナーは、センターが実施を決定する高度かつ先端的な医療行為、ハイリスク手技、臨床試験等のうち、あらかじめセンターから指定されたものについて、調査、確認等を行う。

2 前項の業務を行うため、先端医療開発サーバイナーは、センターからの依頼に基づき、群馬大学医学部附属病院臨床倫理委員会専門委員会及びセンター運営委員会に出席し、意見を述べることができる。

(先端医療開発センターへの報告)

第6 先端医療開発サーバイナーは、実施した業務について、速やかにセンターに報告するものとする。

(先端医療開発サーバイナーへの協力義務)

第7 本院の医師及び医療従事者等は、先端医療開発サーバイナーが行う調査に対し、誠実に協力しなければならない。

(先端医療開発センター運営委員会)

第8 先端医療開発サーバイナーからの報告の総括及び分析等は、センター運営委員会が行う。

(事 務)

第9 モニタリングシステムの運用に係る事務は、センター及び医事課において処理する。

(雑 則)

第10 この要項に定めるもののほか、モニタリングシステムの実施に関し必要な事項は、センターが定める。

(要項の改廃)

第11 この要項の改廃は、センター運営委員会の議を経て、病院長が行う。

附 則

この要項は、平成29年5月9日から施行する。

附 則

この要項は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和6年4月2日から施行する。